

平成28年8月30日

企業代表者様

京都人権啓発行政連絡協議会

【構成機関】京都地方法務局・近畿財務局京都財務事務所
京都労働局・近畿農政局・近畿経済産業局
近畿運輸局京都運輸支局・近畿地方整備局
京 都 府 ・ 京 都 市

平成28年度人権研修会の開催について（御案内）

晩夏の候、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協議会の人権啓発活動に格別の御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
皆様におかれましては、常日頃から人権が尊重された良好な職場環境の保持、公正な採用選考及び企業内での人権研修などに積極的な取組を進めていただいていることにつきまして、深く敬意を表します。

さて、当協議会では、このような皆様の主体的な取組を支援し、より一層効果的な研修等を進めていただくため、毎年、人権研修会を開催しております。

つきましては、本年度の人権研修会を下記のとおり実施いたしますので、御多忙中とは存じますが、多数御参加くださいますよう御案内申し上げます。

なお、この研修会は、京都市の平成28年度第6回企業向け人権啓発講座に位置付けて開催します。

記

- 1 日時 平成28年10月28日(金) 午後2時～午後4時(開場：午後1時30分)
- 2 場所 京都市呉竹文化センター ホール
(京都市伏見区京町南七丁目35番地の1)

- 3 内容 講演(1) 午後2時00分～
演 題 「企業におけるハラスメントについて」
講演者 森田基彦 氏 (弁護士・人権擁護委員)

講演(2) 午後3時30分～
演 題 「職場におけるマタハラ等の防止について」
～育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正されました～
講演者 金井陽子 氏 (京都労働局 雇用環境・均等室長)

講演

(1) 「企業におけるハラスメントについて」

セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの現在的な意義について概説し、企業における予防方法、紛争解決手段を説明します。

(2) 「職場におけるマタハラ等の防止について」

～育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正されました～

男女とも仕事と育児や介護を両立できる雇用環境の整備を目指して育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法の改正が行われ、来年1月1日から施行されることとなりました。

平成27年に厚生労働省が行った調査では、妊娠・出産・育児等を経験した女性の21.4%がマタハラの被害を受けたことがあることが判明しました。また、平成27年度に全国の労働局に寄せられたマタハラに関する相談は4,269件に上っています。現在、妊娠・出産・育児休業・介護休業取得を理由に解雇や降格などの不利益取扱いを行うことは法律で禁止されていますが、今回の改正では、これに加え上司・同僚からの嫌がらせの防止対策を企業内で講じることが新たに義務づけられます。また、育児及び介護と仕事の両立支援制度を利用しやすくするための法改正が行われました。その内容について詳しく説明します。

4 参加要領

当研修会についてのお申込みは、平成28年10月21日(金)までに、別紙「企業対象人権研修会 申込 兼 受付票」を、京都市 文化市民局 くらし安全推進部 人権文化推進課 へFAXでお送りいただくか電子メールに所要事項を記載して送信してください。また、研修会の受付票となりますので、当日御持参くださいますよう、お願いいたします。

FAX：(075) 366-0139

電子メール：jinken@city.kyoto.lg.jp

お問合せ先 京都市 文化市民局 くらし安全推進部 人権文化推進課

電話：(075)366-0322

本研修会は、厳しい経済情勢の中、社会的責任を強く求められる企業の皆様の負担を増やすことなく、人権尊重を基盤とする活動へのヒントや最新情報を御提供する機会といたしております。是非とも御参加ください。

※ 定員600名になり次第、申込みを締め切らせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

5 その他

○ 駐車場は御用意しておりませんので、公共の交通機関を御利用ください。

——京都人権啓発行政連絡協議会とは——

京都府内を行政区画とする国の行政機関・京都府・京都市が相互に連携し、人権擁護思想の普及・高揚に資するため、効果的な人権啓発活動の推進に努めています。

【構成機関】 ・京都地方法務局・近畿財務局京都財務事務所・京都労働局・近畿農政局
・近畿経済産業局・近畿運輸局京都運輸支局・近畿地方整備局
・京都府・京都市